



モンゴルでの失敗事例

AKP法律事務所
弁護士 アリウンザヤ
2023年12月15日

目次

1. モンゴルの投資法環境
2. 日系企業の現状
3. 失敗事例①
4. 失敗事例②
5. 失敗事例③
6. 租税条約の必要性
7. 在モンゴル各商工会の共同提言

1 モンゴルの投資法環境

- 投資法 （2013年10月3制定）現在は投資法改正案が国会に上程されている。
- 投資法を遵守する手続に関する法律
- 二国租税条約（26ヵ国）
- 社会保障協定（6ヵ国）
- 日・モンゴル経済連携協定（2016年6月7日制定）
- モ・米透明性協定 （2013年9月24日）
- 租税法（法人所得税法、付加価値税法、関税率・関税法、印紙税法）
- 登記に関連する法律（法人登記法、不動産登記法、動産と非財産的権利の登記に関する法）
- 土地法
- 監査法、財産評価法、破産法
- 許可法、国家観察法、軽犯罪法
- 原子力法、外国人の法的地位に関する法律、自然環境アセスメント法、水法、自然植物法、モンゴル国の首都ウランバートルの法的地位に関する法律、建設業法

2 日系企業の現状

日系企業拠点数：

	企業 拠点 総数	卸売 業・小 売業	その他 サービ ス業	建設 業	情報 通信 業	教育、 学習支 援業	鉱業、採石 業、砂利採 集業	金融 業・保 険業	不動 産業	農業・ 林業	製造 業	宿泊業、 飲食サー ビス	電気・ガ ス・水道 業	運送業 務・郵便 業務	学術研究、 専門・技 術サービ ス業	生活関 連サー ビス業 務	医療、 福祉
2020 年	519 社	253社	43社	29社	25社	18社	17社	16社	15社	15社	10社	25社	8社	6社	14社	9社	7社
2021 年	156 社	50社	21社	10社	9社	8社	5社	12社	6社	5社	5社	5社	5社	2社	5社	3社	5社
2022 年	172 社																

投資家が直面している諸問題

- 1) インフラが整備されていないことにより、計画していない追加業務が発生すること。つれて、追加の出資とコストが必要とされること。
- 2) 法律が頻繁に改正されること。
- 3) 行政機関の官僚主義・腐敗・透明性の欠如
- 4) 税率が高いこと（海外送金の場合→ 源泉所得税20% + VAT10% = 税率30%）
- 5) 国家関与が多い

3 失敗事例① A社

設立年：2017年 7 月

株主：100%日本の会社

事業：皮革製造業

事業停止：2021年

事業停止の理由：

1. 毎年赤字継続
2. 原材料の物価高
3. 中国との輸出入の問題
4. 円安による運営コストの増加
5. 物流コスト上昇

コロナのロックダウンによる悪影響を減らすために、政府からもっと援助を与えるべきだったかもしれない。

（個人所得税と社会保険料を0%、電気代・水道料金の減額、法人所得税の免税）

4 失敗事例② B社

設立年：2018年に設立

事業：仮想通貨の採掘

解散及び生産：2022年

解散理由：

- 電気供給が不安定こと
- 収入がなくなったこと
- 日本への配当金の送金には20%の源泉徴収を適用されたこと
- 法制度の整備が十分発展していない社会状況を有利に利用するために進出した企業であったが、新法律が制定されたことにより解散した。

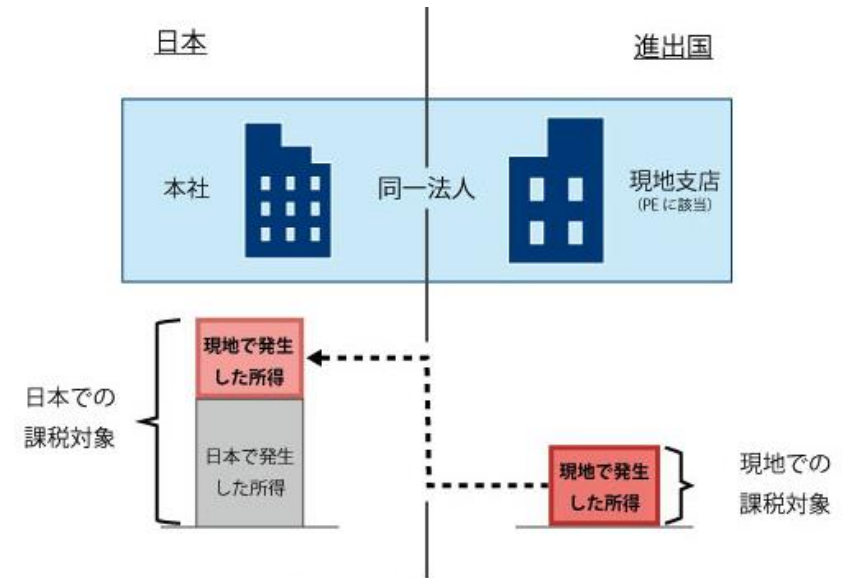
5 失敗事例③ C社

設立：2023年にモンゴルに恒久的施設（Permanent Establishment）の設置）

事業：専門者の技術と専門知識のコンサルティング業務

直面したトラブル：

- 日本企業の専門者はモンゴルに12ヶ月以内に183日以上滞在し、サービスを提供するから、PEを設置しなければならないとなりました。
- PEになったら、国内法人と同様な租税ポリシーが適用される。そのため、利益から10%の法人所得税を支払い、残りの利益をそのまま日本へ送金することができると思った。モンゴル税務局の公務員は口頭で同じことを告げた。
- しかし、法人所得税法によると、PEになっても日本へ送金する利益から源泉徴収税20%を控除するべきと言った。
- 法律事務所と監査事務所の意見書は法人所得税法に従って解釈している。



現地で発生した所得は日本と現地で二重に課税される

モンゴルの関連法

- ❖ 2019年制定の『恒久的施設の登録、納税、登録抹消の規定』の第3条5項「恒久的施設がその利益を親会社に移転する場合、法人所得税法第20条2項4号に指定された税率で課税され、同法第24条2項に従って控除される」
- ❖ 2019年制定の法人所得税法の第20条2項4号→20%

6 日・モ租税条約の必要性



1. モンゴルと日本との間の課税関係が安定される（法的安定性の確保）
2. 二重課税が除去される（源泉所得税が免税または低減される）
3. 脱税及び租税回避等の軽減
4. 二国間の健全な投資・経済交流の促進に資する
5. 二重課税協定を締結している国の納税者の紛争解決方法が明確になる。
6. 税務当局間の情報交換の機会の提供

7 在モンゴル各国商工会共同提言

(2023年12日6日付)



ビジネス・投資の法環境の改善に向けて



- ① 投資法環境のエコシステムの構築
- ② 商業・投資を呼び込むための総合政策の作成・実施
- ③ 租税政策の総合改革により良好な租税環境の構築
- ④ 租税紛争を迅速に効率よく解決すること
- ⑤ 公務職の短縮化及び専門性・能力の向上



① 投資法環境のエコシステムの構築

法の支配の徹底：法律条文が十分に実施されること。

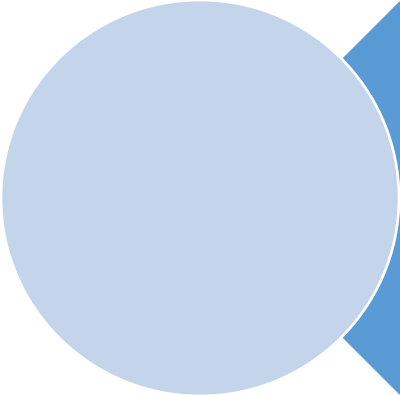
法環境の安定・透明性の改善（モ・米透明性協定の実施）

契約履行の実現

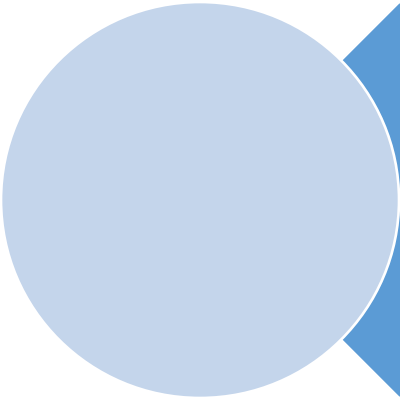
投資家への推進奨励金・補助金の提供

司法機関・裁判の執行を見直し、紛争解決を公正に迅速に効率よくすること

② 商業・投資を呼び込むための総合政策の作成・実施

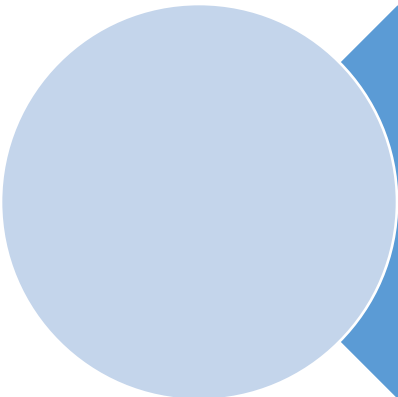


投資法の改正案と投資政策との整合性を図り、地域における競争力を発揮できる投資を呼び込む法律の改正を行う。



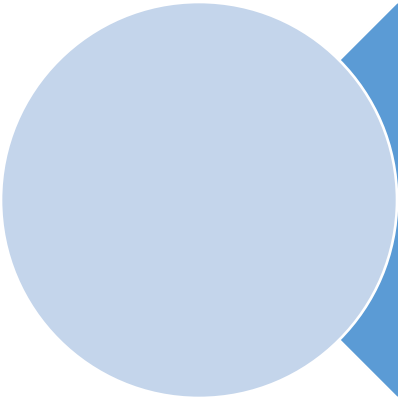
経済の多角化及び鉱業分野への過度の依存を軽減するため
① 最優先的に援助する分野 ②特定の範囲内において援助する分野を明確に定義し、これらに対する税金及び非税金の優遇措置の実現

③ 租税政策の総合改革により良好な租税環境の構築



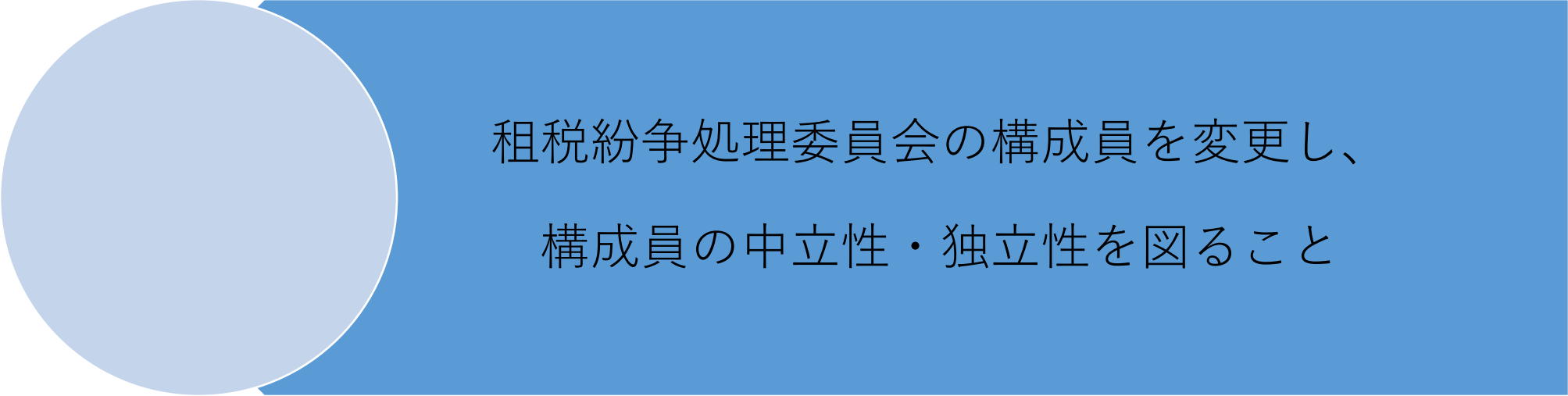
租税法を一部改正し、投資家への奨励の種類、軽減、免除を十分に導入すること。例えば、

- ① 株式売買の収入に課される**20%**の源泉徴収税を軽減する。
- ② VATリバースチャージを削除する。



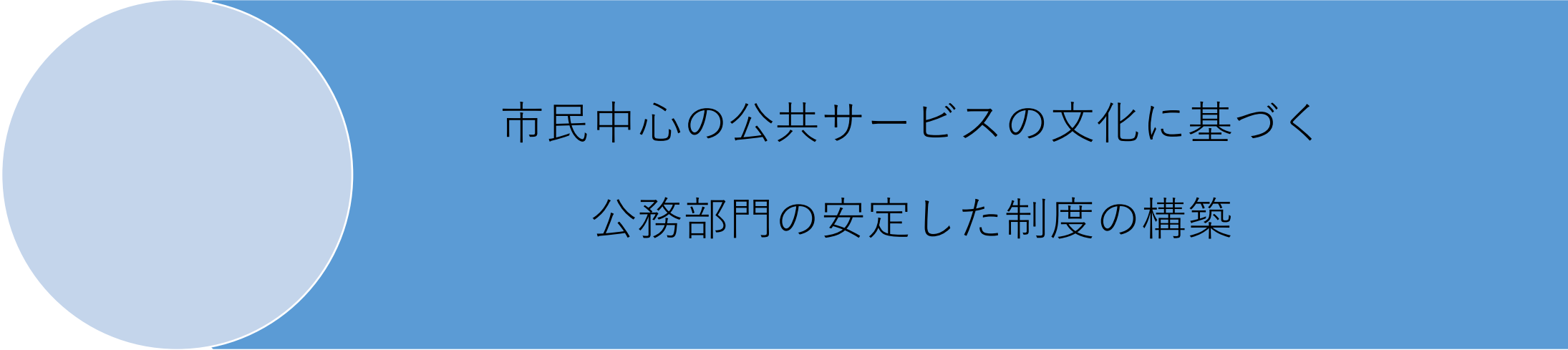
租税紛争が最終的に裁判により解決されるかに限らず、滞納処分の罰金、延滞金、利息の強制徴収を迅速に停止すること。

④ 租税紛争を迅速に効率よく解決すること



租税紛争処理委員会の構成員を変更し、
構成員の中立性・独立性を図ること

⑤ 公務部門の短縮化及び専門性・能力の向上



市民中心の公共サービスの文化に基づく

公務部門の安定した制度の構築

参考文献

1. 外務省海外進出日系企業拠点数調査：令和2年10月1日現在)
2. 2021年9月21日の「Unurbolor議員と日本投資企業の代表との座談会の議事録
3. <https://ikon.mn/n/30so> 「在モンゴル各国商工会共同提言」
2023年12月14日アクセス



ご清聴ありがとうございました。

質問等がございましたら、
遠慮なく **AKP**法律事務所にご連絡くださいませ。

uyanga.galty@akp.mn

